

第1章 広島県地域医療再生計画策定指針

1 広島県地域医療再生計画策定の趣旨

- (1) 本県を含め我が国において、地域医療がこれほど問われている時代はかつてない。医療は最も身近で重要な公共政策上の課題の一つとして、地域住民の間で高い関心を呼び、また、本県の自治体や国のいずれにおいても闊達な議論がなされているところである。この中では、いわゆる医師不足を背景とした診療科・病院の閉鎖や救急医療体制崩壊の危機など、脆弱化しつつある地域医療へのアクセス確保がその中心的な課題となり、そして、これらの解決に不可欠な医療人材の確保・育成それ自体が困難、という悪循環に直面していることが指摘されている。
- (2) これらの解決には、まず、医学教育制度や臨床研修制度の更なる見直し、健康保険制度や診療報酬点数の改善など、医療供給体制の維持運営で生命線となる人材確保・医療財政の資源投入を強化するため抜本的な制度的見直しが不可欠であり、このような観点から、本県としてもこれまで、国に対し施策提案等を行ってきたところである（次頁参照）。
- (3) しかし、同時に、近年の医療の高度化や多様化するニーズにも対応した良質な医療を提供するための体制確保には、医学部定数の増や診療報酬点数の改善といった、いわゆる医療資源の「量的」強化とともに、それぞれの地域医療提供体制に内在する、固有の課題をも踏まえた取組みが伴って初めて、医療の立て直し、すなわち“再生”が可能になると考えられる。
- (4) すなわち、実在する医療施設の地理的要件や発展の経緯、地域住民の受療行動など具体的な“地政学的特性”に基づき形成された、実体としての医療提供体制について、例えば、医療施設間の機能連携強化や地域医療人材の確保育成（キャリアパス形成）の支援など、さまざまな更なる工夫の余地があり、また、これらの改善が上記の諸課題解決の道筋につながるからでもある。
- (5) このような地域医療を取り巻く現下の状況を踏まえながら、今回の地域医療再生基金の活用を大きな契機としてとらえ、地域でなければ解決できない地域医療の提供体制について、短期的な資金のつなぎ効果ではない、本質的な地域医療の転換・再生に資するような事業や取組について、今こそ時宜を得て着手することとし、本県医療関係者の総力を結集し取り組んだ、広島県地域医療再生計画（以下「再生計画」という。）をここに策定する。

【提案日及び提案の相手】

平成20(2008)年5月23日 厚生労働大臣

平成20(2008)年6月5日 文部科学大臣

地域の医療を守るために～広島県からの提案

本県の医療を支える医師などの人材確保は深刻な状況に陥り、中山間地域だけでなく、政令市などの都市部においても診療科の縮小や廃止などの影響が拡大しています。

さらに、「平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、本県の場合、近年は、わずかながらも増加していた医師数が減少に転じたのみならず、人口10万人当たりの医療施設従事医師数が減少しているのは、全国でも広島県のみという深刻な事態が、数字上でも明らかとなりました。

また、本県は、全国で2番目に多い無医地区を抱えていることや、医療ニーズの動向を大きく左右する高齢化が全国平均を上回る速度で進行しているなどの地域的な特性もあり、県をはじめ、行政・医療・医育の関係者が一丸となって地域医療体制の確保に取り組んでいます。

こうした地方の実情を踏まえ、国におかれても、今後の社会保障制度のあり方を検討する中で、地域医療の確保に向けた抜本的な対策を講じられるよう、次のとおり提案いたします。

平成20年 5月23日

厚生労働大臣 舩添要一様

広島県知事 藤田雄山

広島県医師会会長 碓井静照

広島大学学長 浅原利正

広島県市長会会長 五藤康之

広島県町村会会長 佐々木清蔵

1 医師の育成・供給システムの見直し

- (1) 医師の地域偏在や特定の診療科において顕著な医師の不足といった実態及びこれらの背景や要因の分析、さらには高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、現行の医学部定数の見直しに早急に着手されたいこと。
- (2) 「マグネットホスピタル」の考え方を拡充し、臨床研修病院全体で地域医療支援のための人材を確保・供給する仕組みを創設されたいこと。
- (3) 地域医療に必要な専門医や総合医を確保するため、関係学会や医師会等との連携による計画的な育成・供給システムの検討を行うなど、医師偏在の是正につながる専門医制度の見直しを図られたいこと。

2 医療の担い手を支える多面的取組

- (1) 救急医や産科・小児科医などの病院勤務医の就労環境の改善が急務であり、医師や看護師の増員、医療関係職種の役割分担・業務範囲の見直し等、財源を含めた支援策を検討されたいこと。
- (2) 医療従事者の手厚い配置に向けた指導や診療報酬等による誘導策は、就業環境の改善や、より質の高い医療の提供につながるものと考えられるが、対応を委ねられる個々の医療機関にとって、医師や看護師の確保が極めて困難な状況の中で、直ちにその実現を図るのは至難であり、国において、こうした実態を踏まえ、計画的・段階的に改善を図る取組を検討されたいこと。
- (3) 受療者である国民に対して、医師の就労環境の変化、医療を受ける側のニーズや価値観の変化など、医療を提供する側の努力だけでは、医療体制を維持・確保していくことが困難な状況があることを明確に示し、単に医療の受け手としてではなく医療を支える側の一員として、国民の理解と協力を得るための積極的な情報発信や啓発活動を展開されたいこと。

3 わが国がめざす医療についての国民合意の形成

地域医療の危機は一刻の猶予も許されない状況であり、国民の納得が得られる医療体制の構築をめざして、社会保障の観点から医療制度のあり方について早急な見直しが求められている。

一方で、医療において「アクセス」（利便性）・「クオリティ」（品質性）・「コスト」（経済性）の3つの要素を全て、国民が求める形で実現することは、現実的には極めて困難な状況になりつつあると考えられる。

良質な医療を希求する国民のニーズに応えることは医療の果たすべき重要な使命であり、国民の医療を守る観点から、医療へのアクセスも含めた国民が求める医療提供体制と、それに要する資源の確保や負担のあり方について、考えられる政策選択肢の提示と国民合意の形成に向けた取組みの推進を図られたいこと。

2 広島県地域医療再生計画策定指針

- 国の「地域医療再生計画作成指針」等を踏まえ、「広島県地域医療再生計画策定指針（以下「策定指針」という。）」を施行した。

(1) 基本方針

1 「広島県保健医療計画」（地域保健医療計画を含む）で掲げる4疾病5事業に係る地域課題の早期解決を図る。

2 医療機関の連携強化や再編（公立病院等の再編・ネットワーク化に関することも含む。）など、地域における新たな課題にも対応する。

3 医師確保対策など県全体で取り組むべき医療課題の解決を図る。

(2) 策定の視点

- ① 計画は、個々の医療機関が直面する課題の解決にとどまらず、地域全体が直面する医療課題を解決するものとする。
- ② 計画は、論理性をもって、適正に検討し、現状分析、課題の選定、達成すべき目標及び実施する事業が一貫したものとなるよう留意する。
- ③ 現状分析は、定量的なものとし、達成すべき目標は妥当なものを設定する。
- ④ 再生計画の終了後においては、急性期医療の充実強化・効率化など、地域における医療に関する問題を解決することにより、地域における医療が継続的に確保されるように留意する。
- ⑤ 過度の施設又は設備の整備は行わない。

(3) 基金の充当の考え方

- この計画が終了した後も、引き続き、選定した事業が継続するよう、基金の充当の考え方を次のとおりとした。

- ① 基金を有効に活用するため、国庫補助事業の対象となる事業については、可能な限り国庫補助事業を活用する。
- ② 再生計画終了後の継続性を確保するため、運営費については、原則として事業者が負担する。
- ③ 研究段階であり、保険適用にならない装置などについては、基金を充当しない。

＜基金の事業と基準額＞

「平成21年地域医療再生計画臨時特例交付金交付要綱 第4「交付額の算定方法」(別表)」

平成21年6月5日 厚生労働省発医政第0605003号 厚生労働事務次官

1 事業	2 基準額
(1) ① 一の医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域を基本とする地域(以下「二次医療圏」という。)において、医療機関の再編その他の地域における医療課題の解決に必要な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの ② 二次医療圏の単位で実施するよりも都道府県全体で実施することが効率的な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの((2)②以外のものに限る。)	100億円
(2) ① 二次医療圏((1)①以外の地域に限る。)において、医療機関の連携強化その他の地域における医療課題の解決に必要な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの ② 二次医療圏の単位で実施するよりも都道府県全体で実施することが効率的な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの((1)②以外のものに限る。)	30億円

「地域医療再生臨時特例交付金(地域医療再生基金)の執行の一部停止について」(抜粋)

平成21年10月16日 厚生労働省発医政第1016第5号 厚生労働省医政局長

…(略)…地域医療再生臨時特例交付金(地域医療再生基金)については、100億円程度の地域医療再生計画を取り止め、750億円を執行停止とすることとされました。…(略)…100億円程度の地域医療再生計画を検討していた都道府県におかれましては、誠に申し訳ございませんが、地域の医師確保等の地域の医療課題に向け、25億円程度の地域医療再生計画への見直しを行っていただきますようお願いいたします。

(4) 再生計画の対象とする圏域の視点

○ 圏域は、次の視点により選定した。

- ① 医療機関の集約化・再編を伴う圏域を最優先に選択する。
- ② なお、圏域で事業を実施するうえで、広域的に連携し実施した方が効果的な事業については、隣接する他の圏域であっても加えた。

3 再生計画の期間

- (1) 計画の期間は、地域医療再生基金の設置期間である平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までとする。
- (2) 継続して実施していくことが必要な事業又は引き続き取り組むべき事業については、地域医療再生基金による事業終了後(平成26(2014)年度以降)も実施する。

4 再生計画の策定までのフロー

1 地域課題及び取り組むべき事業等の提案を要請

- 1 県では、これまで、圏域ごとに保健・医療・福祉・行政関係者等で構成する「圏域地域保健対策協議会」（以下「圏域地対協」という。）を設置し、各圏域それぞれの課題の共有、解決に向けての取組に努めてきた。
- 2 圏域地対協の活動は、極めて、今回、再生計画の趣旨に合致するものであり、各圏域地対協に対し、解決すべき課題及び今後の取組について提案を要請した。
- 3 また、圏域地対協だけでなく、広く医療機関等からの提案も求め、本県の医療関係者の総力を結集して策定することとした。

2 「広島県地域医療再生計画推進委員会」において精査・検討・計画（案）の調製

- 1 有識者及び関係団体の代表で構成する「広島県地域医療再生計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、提案に関する検討を行うとともに、専門的な提案については作業ワーキングを開催し具体的な検討を重ねてきた。
- 2 全ての圏域地対協、広島大学及び広島県医師会から課題及び取組の提案が提出されたことから、指針に則って、再生計画の策定に向け精査、検討した。
- 3 平成21（2009）年9月29日、推進委員会において再生計画（案）の取りまとめが行われ、県に報告がなされた。（→「広島県地域医療再生計画推進委員会設置要綱」）

3 再生計画（案）を広島県医療審議会に諮問・答申

- 1 平成21（2009）年10月5日に、知事から広島県地域医療再生計画（案）について諮問した。
- 2 即日、審議会会長から知事に「了承された旨」答申が行われた。

4 再生計画（案）を広島県で決定し、厚生労働省に提出

- 1 平成21（2009）年10月16日に「広島県地域医療再生計画（案）」を厚生労働省に提出した。

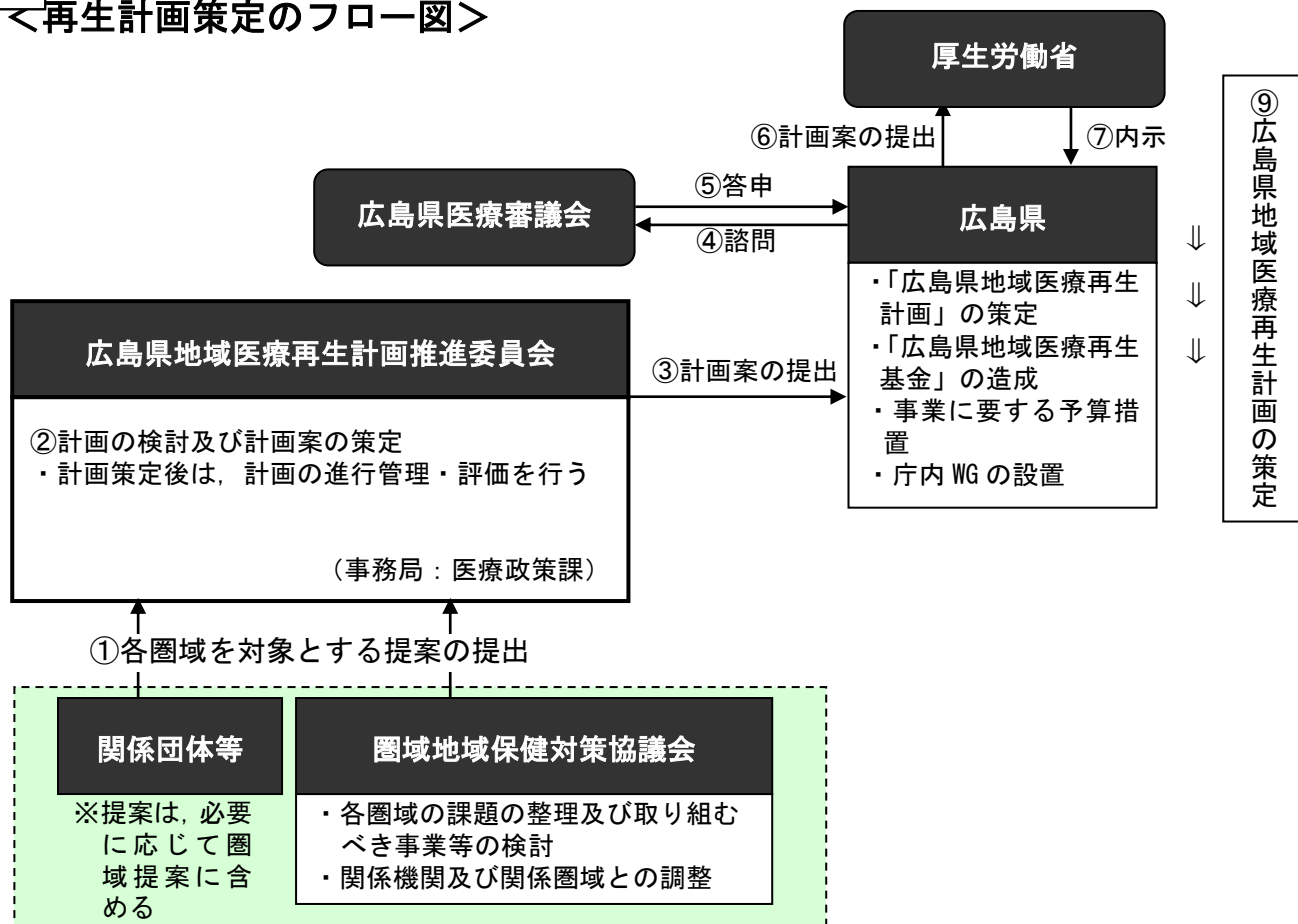
5 再生計画（案）を再度、推進委員会で検討・調製し、厚生労働省に提出

- 1 平成21（2009）年10月16日付け医政局長通知での計画案の見直し要請に基づき、推進委員会において再生計画（案）の見直しを行い、厚生労働省に再提出した。

6 厚生労働省からの内示に基づき再生計画を策定

- 1 平成21（2009）年12月18日付け厚生労働省からの再生計画（案）に対する内示に基づき、平成22（2010）年1月8日に「広島県地域医療再生計画」を策定した。

<再生計画策定のフロー図>



図表 1-1 再生計画案策定のフロー図

<再生計画の策定に係るスケジュール>

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国	再生計画関連通知				10/16 県から計画案を受け 見直し要請通知	11/6 県から計画案を受け 審査	12/18 県に内示	1/8 国から交付決定		
県	保健所等担当課長会議	6月議会・基金造成等	圏域から計画案提出	医療審議会の意見聴取	10/16 国へ計画案提出	11/6 国へ計画案提出	12/18 県最終計画の調製	1/8 国への交付申請	事業実施	3月 国から交付金交付
推進委員会		対象となる取組の選定	計画の検討	計画案の策定	再検討	再検討	計画最終案策定			